

レインボーライド 2025・マルチスポーツイベント  
実施計画策定支援及び運営委託  
落札者決定基準

1 審査機関

- (1) 技術点の審査及び評価については、レインボーライド 2025・マルチスポーツイベント実施計画策定支援及び運営委託技術審査委員会（以下「技術審査委員会」という。）において実施する。
- (2) 技術審査委員会は、仕様書に記載している体制、技術等の必要要件を満たしているか判断するとともに、以下4に定める評価基準に基づき付与する点数の判断及び別紙1「レインボーライド 2025・マルチスポーツイベント実施計画策定支援及び運営委託実施要領」に基づき提出される技術提案書の内容について審査する。

2 落札者決定基準

(1) 落札者の決定方法

落札者の決定は、次の各要件ア、イ及びウに該当する者のうち、技術点と価格点の合計である「総合評価点」が最も高い者とする。

ただし、最高得点者が2社以上あるときは、入札執行事務に関係ない GRAND CYCLE TOKYO 実行委員会事務局職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

イ 技術点の評価で無効となっていないこと。

無効は以下のとおりとする。

(ア) 委員の内一人でも総得点が「0点」の場合

(イ) 提出が必須とされた資料を未提出の場合

(ウ) 技術点の評価するために提出された資料及び様式の内容に虚偽及び捏造が確認された場合

ウ 技術審査委員会各委員の採点を合計し、採点した委員の数で割った技術点の算定結果が300点以上であること。

(2) 技術点及び価格点の得点配分

900点を満点とする。得点配分は、技術点を600点、価格点を300点とする。

技術点の評価項目及び配点は、別紙2「評価項目、評価の観点及び配点表」のとおりとする。

3 技術点及び入札価格の評価方法

- (1) 技術点の評価は、技術提案書及びヒアリングによって行い、その評価基準は「4 評価基準」とする。
- (2) 技術点の評価は、技術審査委員会各委員の採点を合計し、採点した委員の数で割ったものとする。算定結果をもとに、小数点以下1桁までを有効とし、小数点以下2桁目で四捨五入する。
- (3) 価格点は、その入札価格に応じ、点数化する。点数化の方法は、次に示す方法によ

る。

「価格点=満点の価格点－(入札価格/予定基準価格)×満点の価格点」  
算定結果をもとに、小数点以下1桁までを有効とし、小数点以下2桁目で四捨五入する。

#### 4 評価基準

##### (1) 提案内容に係る加点

別紙2「評価項目、評価の観点及び配点表」の1から3について、次に掲げる方法により算出する。

ア 評価は1から5までの5段階、1・3・5の3段階、1・5の2段階の3種類とする。

イ 記載/提案がない場合、当該項目については評価対象外(0点)とする。

ウ 詳細は、以下のとおりとする。

##### (ア) 5段階の場合

評価		加点
段階	内容	
5	極めて優秀な提案	分類別配点 × 1.0
4	標準を上回り優秀な提案	分類別配点 × 0.8
3	各評価項目の評価の観点を満たしている提案	分類別配点 × 0.6
2	標準より劣る提案	分類別配点 × 0.4
1	検討が著しく不十分な提案	分類別配点 × 0.2

##### (イ) 3段階の場合

評価		加点
段階	内容	
5	標準を上回り優秀な提案	分類別配点 × 1.0
3	各評価項目の評価の観点を満たしている提案	分類別配点 × 0.5
1	検討が著しく不十分な提案	分類別配点 × 0.0

##### (ウ) 2段階の場合

評価		加点
段階	内容	
5	審査項目に該当あり	分類別配点 × 1.0
1	審査項目に該当なし	分類別配点 × 0.0

##### (2) 事故及び不誠実な行為

基準日(※)の3年前の日から起算して3年の間に、東京都競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱(平成18年4月1日付17財経総第1543号)に基づく指名停止を受けている場合に当該案件における技術点の満点の10%(60点)を減点する。

ただし、指名停止中又は指名停止期間終了後に、当該指名停止の措置要件に該当することとなった事実又は行為について責を負わないことが明らかとなった場合は、当該指名停止が上記対象期間内にあったとしても、事故及び不誠実な行為の実績点につ

いての評価は行わないこととする。

※ 各四半期の初日（4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日）のうち、発注予定の公表を開始する日の直前のものをいう。ただし、発注予定の公表を開始する日が各四半期の初日の場合は、該当する各四半期の初日とする。